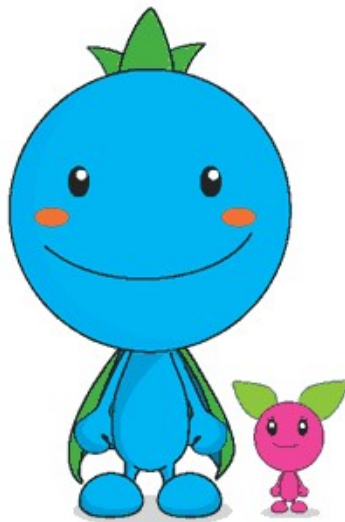


有害使用済機器の保管等に関する 届 出 の 手 引 き

有 害 使 用 済 機 器 保 管 等 届 出
有 害 使 用 済 機 器 保 管 等 変 更 届 出
有 害 使 用 済 機 器 保 管 等 廃 止 届 出



青森市環境保全シンボルキャラクター
地球の王子さま「エコル」と妖精「ハナ」

青 森 市

目 次

1	有害使用済機器届出制度について	1
	(1) 有害使用済機器届出制度	
	(2) 届出が必要となる有害使用済機器の種類	
	(3) 適用除外となる機器類	
	(4) 届出の種別及び提出方法	
	(5) 届出が不要となる者	
	(6) 届出事項と対応する様式等について	
	(7) 届出書類チェックリスト	
	(8) 記入要領及び注意事項等	
2	有害使用済機器の保管及び処分の基準について	13
3	維持管理について	15
4	立入検査について	16
届出様式	有害使用済機器保管等届出書	17
	有害使用済機器保管等変更届出書	19
	有害使用済機器保管等廃止届出書	20

1. 有害使用済機器届出制度について

(1) 有害使用済機器届出制度

近年、有害物質を含む使用済みの電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）の保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含めた生活環境保全上の支障が指摘されています。

これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）が平成29年6月に改正され、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下、「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業とする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。）に対して、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度（有害使用済機器保管等届出制度）が新設され、平成30年4月から施行されました。

（届出の対象となる機器類については、2ページの「(2) 届出が必要となる有害使用済機器の種類」及び3ページ「(3) 適用除外となる機器類」、処理基準等については、13ページの「2 有害使用済機器の保管及び処分の基準について」をご覧ください。）

青森市内において、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする方は、事前に青森市へ届出を提出していただく必要があります。

※手続きを円滑に進めるため、事前相談にご協力ください。

（届出については、5ページの「(4) 届出の種別及び提出方法」から10ページの「(8) 記入要領及び注意事項等」までをご覧ください。）

なお、届出を行わないで業を行った場合、罰則の適用（30万円以下の罰金）がありますのでご注意ください。（罰則の内容については、16ページをご覧ください。）

(2) 届出が必要となる有害使用済機器の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみを抜粋）
（有害使用済機器）

第16条の2 法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	17	電気マッサージ器
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
4	イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの	20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
5	電動ミシン	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（4に掲げるものを除く。）
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
10	フィルムカメラ	26	パーソナルコンピュータ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（2に掲げるものを除く。）	28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1に掲げるものを除く。）	29	電子書籍端末
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（3に掲げるものを除く。）	30	電子時計及び電気時計
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	31	電子楽器及び電気楽器
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

前頁の別表に記載された機器が有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されていることから、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。
(⇒①)

その上で、廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断する（⇒②） こととなります。
判断のフローについて、以下に示します。

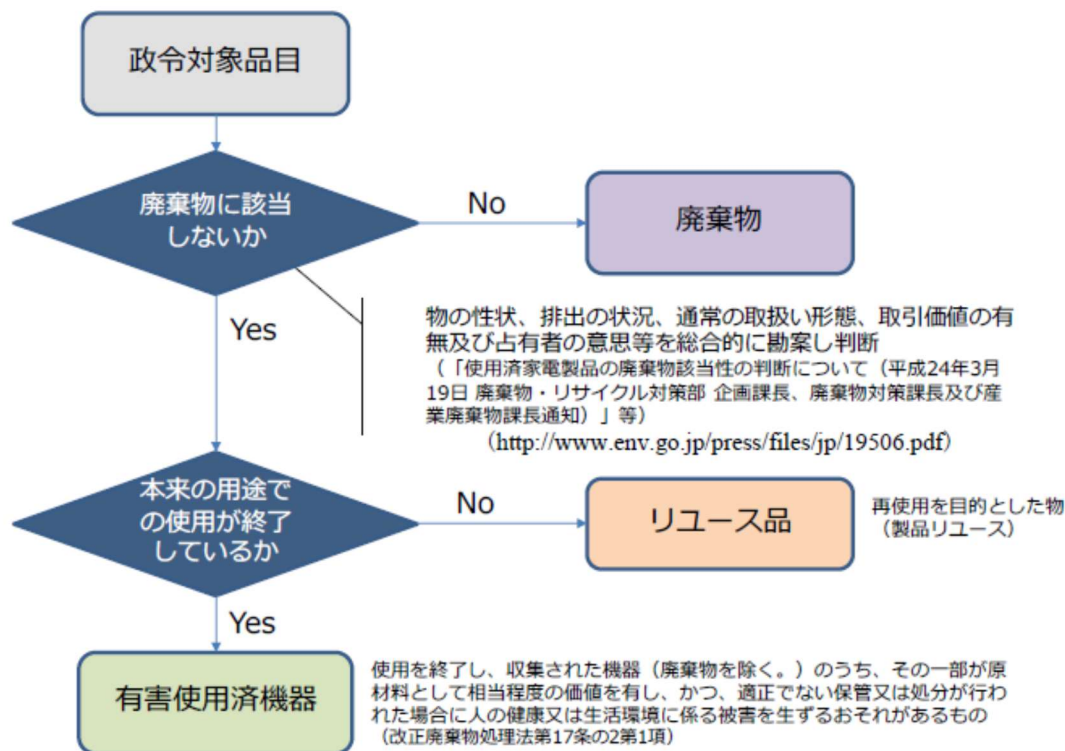


図 1 有害使用済機器の該当性の判断のフロー

出典：「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）4 ページ

※政令対象品目の機器が廃棄物と判断された場合は廃棄物処理法その他、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などの廃棄物関連法令を遵守し、適正に処理する必要があります。

（家電リサイクル法関連 HP <http://www.env.go.jp/recycle/kaden/>）

（使用済小型電子電気機器等の回収に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf）

（3）適用除外となる機器類

（ア）業務用機器類

業務用機器については、家庭用機器と判別不能なものに限り有害使用済機器として指定される一方、明らかな業務用機器の場合は、有害使用済機器には該当しないこととなります。

（イ）破損した機器、部品、付属品等

有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されますが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。一方、有害使用済機器を解体して取り出された部品や、原材料となるまで処理されたものは、有害使用済機器には該当しません。

テレビのリモコンや AC アダプタ等の付属品も有害使用済機器に該当しますが、例えば電源コードなどが、単独の品目のみに選別され、原材料として取り扱われる場合は有害使用済機器に該当しません。

(ウ) 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱い

有害使用済機器対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要があります。一方、混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目の機器について、前述のとおり廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は有害使用済機器保管等届出が必要です。

なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し、保管する必要があります。

また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望まれます（分別保管については13ページ以降の「2 有害使用済機器の保管及び処分の基準について」も参照してください）。

【除外機器の例】 （業務用エアコン・冷蔵庫・洗濯機）



（破損した機器類：廃棄物と判断されない場合に限る）



出典：「国ガイドライン」6ページ、7ページ

(4) 届出の種別及び提出方法

【届出の時期】

届出の種別及び時期は、次のとおりです。

届出の種別	提出時期	備考
新規届出	有害使用済機器の保管又は処分の事業を開始しようとする日の10日前まで	事業開始の10日前までに届出受理されている必要があります。
変更届出	届出事項の内容を変更しようとする日の10日前まで	住民票及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後速やかに届出を行う必要があります。
廃止届出	有害使用済機器の保管又は処分の事業のうち、一部又は全部を廃止した日から10日以内	事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生のうち一部を廃止する場合）、複数の事業場のうち一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

【提出部数及び申請書提出先】

① 提出部数

届出書は、1部を提出してください。

なお、これとは別に届出者保管用の控え1部を作成してください。

② 届出書提出先

青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎）

TEL 017-718-1086

※届出書は、申請者が直接ご持参ください（郵送による提出は不可）。なお、その際は、あらかじめ電話等により廃棄物・リサイクル課にご連絡くださるようお願いいたします。（連絡なしに来庁された場合、先約者の対応等のため長時間お待ちいただくこともあります。）

※複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出が必要です。

(5) 届出が不要となる者

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者として、届出義務の適用が除外される者は、次のとおりです。

① 廃棄物の処理等に係る許可等を受けている者（対象となる許可等は6ページの別表を参照）

ただし、有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理等に係る許可等（金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可を含む。）を受けている者であって、当該許可等に係る事業場で保管等を行う場合に限ります。

※環境省作成の「国ガイドライン」18ページから20ページの内容も併せて御確認ください。

② 市町村

③ 都道府県

④ 国

⑤ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場で、敷地面積が100㎡を超えないものを設置する者

⑥ 本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

(別表：有害使用済機器保管等の届出義務が免除される許可等の一覧)

対象項目となる許可等	内 容
法第 7 条第 1 項の許可	一般廃棄物収集運搬業の許可
法第 7 条第 6 項の許可	一般廃棄物処分業の許可
法第 9 条の 8 第 1 項の認定	一般廃棄物再生利用の認定
法第 9 条の 9 第 1 項の認定	一般廃棄物広域的処理の認定
法第 14 条第 1 項の許可	産業廃棄物収集運搬業の許可
法第 14 条第 6 項の許可	産業廃棄物処分業の許可
法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定	産業廃棄物再生利用の認定
法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定	産業廃棄物広域的処理の認定
規則第 2 条第 1 号の委託	一般廃棄物の収集運搬の委託
規則第 2 条第 2 号の指定	一般廃棄物の収集運搬の指定
規則第 2 条第 4 号の指定	広域収集運搬一般廃棄物の収集運搬の指定
規則第 2 条の 3 第 1 号の委託	一般廃棄物の処分の委託
規則第 2 条の 3 第 2 号の指定	一般廃棄物の処分の指定
規則第 2 条の 3 第 4 号の指定	広域処分一般廃棄物の処分の指定
規則第 9 条第 2 号の指定	産業廃棄物の収集運搬の再生輸送業者の指定
規則第 9 条第 4 号の指定	広域処分産業廃棄物の収集運搬の指定
規則第 10 条の 3 第 2 号の指定	産業廃棄物の処分の再生活用業者の指定
規則第 10 条の 3 第 4 号の指定	広域処分産業廃棄物の処分の指定
特定家庭用機器再商品化法第 23 条第 1 項の認定	製造業者等の再商品化の認定 (認定申請に記載された委託先を含む。)
特定家庭用機器再商品化法第 23 条第 1 項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	
特定家庭用機器再商品化法第 32 条第 1 項の指定	指定法人
特定家庭用機器再商品化法第 32 条第 1 項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	指定法人からの委託を受けた者
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定	小型家電リサイクル法認定事業者 (認定を受けた再資源化事業計画に記載された委託先を含む。)
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第 11 条第 4 項第 1 号の認定計画に従って行われる場合に限る。）	

※法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(6) 届出事項と対応する様式等について

(ア) 新規届出(1～7は様式第三十五号の二を使用し、8～15は別途添付書類として用意すること)

	項目	記載事項
1	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	・個人の場合は氏名 ・法人(企業、団体等)の場合は登記上の名称及び代表者の氏名 ・事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所(都道府県から番地まで)
2	事業の範囲	・「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲
3	事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積
4	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ(保管高さの上限を含む)	・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ ・保管場所毎の保管高の上限
5	(処分を行う場合) 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目	・当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目
6	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	・当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
7	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所	・法定代理人の氏名及び住所
8	事業計画の概要	・事業の全体計画 ・処理の方法(保管・処分の別) ・取扱品目(品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先)等
9	事業場の平面図及び付近の見取図	・事業場の状況がわかる平面図 ・事業場の周辺の状況がわかる見取り図
10	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
11	敷地面積・保管場所の面積等計算書	・敷地面積及び保管場所の面積がわかる図面とその計算書類等
12	届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	・土地の登記簿謄本等(届出日前3か月以内に発行されたもの) (借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要)
13	(個人の場合) 住民票の写し	・住民票(届出日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があるもの)
14	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	・定款又は寄附行為(原本証明があるもの) ・法人の登記事項証明書(届出日前3か月以内に発行されたもの)
15	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し	・法定代理人の住民票(届出日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があるもの)

(イ) 変更届出

	項目	記入様式	添付書類
1	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式 第三十五号の三	
2	届出を行った年月日	同上	
3	変更の内容	同上	
4	変更の理由	同上	
5	変更予定年月日	同上	
6	事業計画の概要		変更がある 場合に添付
7	事業場の平面図及び付近の見取図		同上
8	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設 の付近の見取図		同上
9	敷地面積・保管場所の面積等計算書		同上
10	届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類		同上
11	(個人の場合) 住民票の写し		同上
12	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		同上
13	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し等		同上

(ウ) 廃止届出

番号	項目	記入様式	添付書類
1	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式 第三十五号の四	
2	届出を行った年月日	同上	
3	廃止した事業の範囲	同上	
4	廃止の理由	同上	
5	廃止の年月日	同上	

(7) 届出書類チェックリスト

(ア) 新規届出

	書類内容	法人	個人
1	有害使用済機器保管等届出書（様式第三十五号の二）	○	○
2	事業計画の概要	○	○
3	事業場の平面図及び付近の見取図	○	○
4	当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	※1	※1
5	敷地面積・保管場所の面積等計算書	○	○
6	届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	○	○
7	住民票の写し	×	○
8	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○	×
9	法定代理人の住民票の写し	※2	※2

【注】 届出内容を確認するため、上記の他に追加で書類を求めることがあります。

※1 事業の用に供する施設を設置する場合

※2 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合

(イ) 変更届出

	書類内容	法人	個人
1	有害使用済機器保管等変更届出書（様式第三十五号の三）	○	○
2	事業計画の概要	※3	※3
3	事業場の平面図及び付近の見取図	※3	※3
4	当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	※3	※3
5	敷地面積・保管場所の面積等計算書	※3	※3
6	届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	※3	※3
7	住民票の写し	※3	※3
8	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	※3	※3
9	法定代理人の住民票の写し等	※3	※3

※3 変更のあった項目に応じて用意すること

(ウ) 廃止届出

廃止の届出は、「有害使用済機器保管等変更届出書（様式第三十五号の四）」を提出してください。

なお、事業の一部廃止を届け出る場合は、一部廃止後の事業場の平面図等、必要に応じて添付資料を求めることがあります。

(8) 記入要領及び注意事項等

(ア) 有害使用済機器保管等届出書 (様式第三十五号の二)

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等	様式 ページ
(第1面) 1. 届出の「年月日」は、事前に青森市へ相談を行ったうえで、届出の書類が整い、窓口へ書類を提出する時点で記入すること。 2. 「届出者」については、次のとおり記入すること。 (1) 法人の場合は、法務局に登録されている本店（本社）の所在地、名称及び代表者の氏名について記入すること。 (2) 個人の場合は、住民票に記載されている現住所、届出者及び氏名について記入すること。 なお、屋号がある場合は、下部の欄に「名称」として、書き加えること。 (3) 電話番号は、届け出る事業の窓口として使用するものを記入すること。 3. 「事業の範囲」の欄は、「処理の区分」のうち、「保管のみ」、「保管及び処分（再生を含む）」のいずれか該当するものに○をつけ、具体的な品目を同欄の余白部分に記載すること。 4. 「保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ」には、以下の項目を記入すること。 (1) 保管を行う全ての場所の所在地（複数ある場合は、保管場所①、保管場所②…のように記載すること） (2) 保管を行う全ての場所の面積を、平方メートルの単位で記載すること。 (3) 保管を行う有害使用機器の品目及び保管量を記載すること。品目は2ページ表中の具体的な品名又は廃棄物処理法施行令第16条の2に定めるものを指示する形で記載すること。 (例：電気掃除機/施行令第16条の2第14号) なお、取扱う品名が多数である場合は、上位3種類程度を示すこと。 (4) 保管を行う有害使用済機器について、保管量及び積み上げることができる高さを記入すること。 保管量については、事業場の面積及び保管方法によって示されることとなる、保管できる最大数量がわかる面積計算書を添付すること。 (「(6) 届出事項と対応する様式等について」(ア)の表中11「敷地面積・保管場所の面積等計算書」に記載すること) なお、屋外で容器を用いず山積み保管する場合、①堅牢な囲いに接しない場合、②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）、③三方が堅牢な囲いに接する場合の3つの場合について、基準が定められている。 【屋外で容器を用いず山積み保管する場合の基準】 ①保管する有害使用済機器が堅牢な囲いに接しない場合 崩落や崩落に伴う有害使用済機器の敷地外への流出防止の観点から、<u>水平面に対して50%の勾配を遵守して保管</u>する必要があります。 また、<u>最大保管高さは火災防止の観点から5メートル未満</u>にすることがあること。	17 ・ 18

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等	様式 ページ
②保管する有害使用済機器が堅牢な囲いに接する場合(③を除く) <u>堅牢な囲いに接する面について、壁の上辺から垂直に 50 センチメートル下がった高さ、又は 5 メートルのうち低い方を保管の最大高さとする必要があること。</u> また、<u>堅牢な囲いに接していない面は、①の場合と同様、水平面に対して 50%の勾配を遵守して保管</u>する必要があること。 ③三方が堅牢な囲いに接する場合 <u>囲いに接する面は壁の上辺から、垂直に 50 センチメートル下がった高さ、又は 5 メートルのうち低い方を保管の最大高さとする必要があること。</u> また、<u>囲いに接していない面の境界線と、敷地境界線や事務所等までの水平距離の 1/2 に相当する保管高さ以下とする場合は、勾配は規定されていない。</u> 5. 「処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目」には、以下の項目を記載すること。 (1) 処分又は再生を行う全ての事業場の所在地（複数ある場合は、保管場所①、保管場所②…のように記載すること） (2) 電話番号は事業場ごとに記載すること。 (3) 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目について記載すること。品目は 4. (3) の例に従い記載すること。 （例：電気掃除機/施行令第 16 条の 2 第 14 号） なお、取扱う品名が多数である場合は、上位 3 種類程度を示すこと。 6. 「事業の用に供する施設の種類及び数量、設置場所、設置年月日及び処理能力」の欄には、以下の項目を記入すること。 (1) 事業の用に供する施設の種類（バックホー、破砕機等）及びその台数、設置年月日 (2) (1)に記載した施設の処理能力 (3) 保管容器の種類及びその台数 <u>※なお、4. から 6. の項目は、「事業計画の概要」の内容で代えることも可能である。</u> (第 2 面) 1. 「届出者」の欄には、次のとおり記載すること。 (1) 届出者が個人である場合は、住民票に記載されている「氏名」、「生年月日」及び「住所」を欄の上段に記載すること。 (2) 届出者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている「法人の商号」及び「本店の所在地」を、欄の下段の「名称」及び「住所」に記載すること。 2. 届出者に法定代理人がある場合は、法定代理人の住民票に記載された「氏名」、「生年月日」及び「住所」を記載すること。 また、法定代理人が法人であるときは、その法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載された「法人の商号」及び「本店の所在地」を、欄の「氏名」及び「住所」に記載すること。 【注】 事業を始めるに当たり、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで届出すること。	1 7 ・ 1 8

(イ) 添付書類

添 付 書 類	注 意 事 項 等
事業計画の概要 (21ページに参考様式を記載)	事業計画について記載すること。 ・事業の概要(事業計画者、計画の内容等) ※事業予定の区分について示すこと。 ・事業場の概要(保管場所、飛散防止措置等) ・処理施設の概要(処理施設、処理工程等) ※処分業を行う場合に記入すること。 ・取引先予定(受入先及び搬出先又は持出先等)
事業場の平面図及び付近の見取図	① 青森市内における有害使用済機器の保管又は処分を行う業に事務所及び事業場について、その付近の見取図を添付すること。 ② 上記以外の場所に本店(本社)がある場合は、その付近の見取図も添付すること。 ③ 有害使用済機器の処分業を行う場合は、場内配置図等も添付すること。
敷地面積・保管場所の面積等計算書	敷地面積・保管場所の面積がわかる図面及び計算書類を添付すること。
(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	① 処理施設の内容について、「事業計画の概要」に記入すること。 ② ①で示した当該施設の処理方式、能力等がわかる資料(重機類であれば取扱説明書・パンフレット・カタログ等の写し、施設を設置する場合はその見取図)を添付すること。
届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	① 土地、家屋については、公図、登記簿謄本、賃貸借契約書等 ※公図、登記簿謄本の公的書類については、届出日の3か月以内に発行されたものであること。 ② 施設については、売買契約書、領収書、賃貸借契約書等
住民票の写し等 ①個人届出は本人住民票の写し ②届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合はその法定代理人の住民票の写し	住民票の写しは、本籍地の記載があり、届出日の3か月以内に発行されたものを添付すること。
定款又は寄附行為及び登記事項証明書	① 定款又は寄附行為は、その写しに原本証明を付して提出すること。 ② 法人の履歴事項全部証明書(届出日の3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

※参考様式を示していない書類で、公的書類を除くものについては、可能な限り日本工業規格A列4番又は、日本工業規格A列3番の大きさで提出いただくよう、ご協力をお願いします。

2 有害使用済機器の保管及び処分の基準について

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行う必要があります。

基準の項目及び内容は、次の表のとおりです。

	基準の項目	基準の内容
1	囲いの設置	有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。 また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。
2	掲示板の設置	有害使用済機器の保管又は処分（以下「保管等」と示す。）に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。
3	保管高さ	屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。
4	土壌・地下水汚染防止	有害使用済機器は内部に潤滑油等の有害物質を含むものがあります。保管等に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。
5	飛散・流出に関する必要な措置	屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。
6	生活環境の保全	有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

	基準の項目	基準の内容
7	火災・延焼防止	有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装によく使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。 また、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。 ※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の電池については、分別後適正に処分する必要があります。
8	公衆衛生の保全等	有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。
9	特定家庭用機器に該当する品目の処分	<u>有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。</u> 例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、フロン類が発散しないよう回収する等の措置が必要です。
10	禁止行為	有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

※分別（選別）、解体について

有害使用済機器の保管又は処分の一環として分別又は選別が行われる場合が考えられるため、保管又は処分の基準にしたがって分別又は選別を行う必要があります。また、解体を行う場合も同様に保管又は処分の基準を遵守する必要があります。

※有害使用済機器の保管又は処分に伴って発生した廃棄物の処理について

有害使用済機器の保管又は処分に当たっては、機器の搬入時や処分後に廃棄物が発生する可能性があります。有害使用済機器の保管又は処分を業とするものがその事業に伴って生じた廃棄物の排出者となり、廃棄物処理法に基づきその廃棄物を適正に処理する責任があります。また、廃棄物の処理に関しては、所管する自治体の指導に従い適正に行ってください。

（一般廃棄物の適正処理については市町村が所管しており、産業廃棄物の適正処理については、都道府県又は政令市が所管しています。）

3 維持管理について

有害使用済機器の保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。帳簿への記載事項は以下のとおりです。

(なお、参考様式は25ページ及び26ページに記載しております。)

記載事項（取扱い品目ごとに記載すること）

業の種類	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。（破碎（切断）、圧縮等）
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

4 立入検査について

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められています。

したがって、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があります。その場合は積極的な協力をお願いします。

※立入検査は事前通告無く行われる場合があるため、その際も積極的な協力をお願いします。

また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、日本語による応対が可能な体制を整えておくよう協力をお願いします。

なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合等の罰則が規定されているので留意してください。（罰則の内容は下表参照）

※有害使用済機器は廃棄物の疑い物として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの報告徴収や立入検査を受ける場合も想定されるため、その場合も積極的に協力いただくようお願いします。

（罰則一覧）

罰則の種別	罰則の対象者	罰則の内容
措置命令違反 (法第 25 条第 1 項第 5 号)	法 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条の 6 第 1 項の規定による命令に違反した者	5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第 26 条第 2 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による命令に違反した者	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第 30 条第 6 号)	法第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30 万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第 30 条第 7 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第 30 条第 8 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
青森市長 様	
届出者	
住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号
	事業場 電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等変更届出書		
年 月 日		
青森市長 様		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

有害使用済機器保管等廃止届出書 年 月 日 青森市長 様 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
廃止した事業 の範囲	
廃 止 の 理 由	
廃止の年月日	
備 考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

（日本工業規格 A列4番）

事業計画書

1 事業概要

事業計画者等	氏名 〔 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 〕		
	所在地		
	会社等の沿革		
		従業員数 人	資本金 千円
	事業の目的、概要		
計画内容	事業場の名称		
	事業場の所在地		
	事業場の面積	m ²	
	処理の区分	保管のみ ・ 保管又は処分（再生を含む。）	
	営業時間 (施設稼働時間)		
周辺住民等への説明状況 (自主的取組)			
事業開始年月日 (有害使用済機器の保管等の事業を開始しようとする年月日)			

2 事業場の保管状況等

(1) 保管場所の状況

番号	保管場所の面積	有害使用済機器の品目	保管高の上限	保管量

(2) 飛散防止等の措置の状況

項 目	方 法
囲いの構造耐力上の措置 (自重、積載等荷重)	
飛散、流出、地下浸透、悪臭 発散防止措置	
騒音・振動防止措置	
火災防止措置	
害虫の発生防止措置	

3 事業場の処分

(1) 施設の状況

施設の種類	設置数	設置年月日	処理能力 (t 又はm ³ /日)	処理対象の有害使用済機器の品目	処理の方式 (型式等)

(2) 処理工程図（フロー図を添付すること）

別紙のとおり

(3) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法

(4) 再生品の利用方法

(5) 飛散防止等の措置の状況

項 目	方 法
飛散、流出、地下浸透、悪臭 発散防止措置	
騒音・振動防止措置	
火災防止措置	

4 取引予定

(1) 受入先

受入先	有害使用済機器の品目
所在地	量／月 (t 又はm ³)

注) 具体的な計画がないときは、見込みの概要を記入すること。

(2) 搬出（持出）先

搬出（持出）先	①有害使用済機器 ②分別又は処分後の廃棄物 ③分別又は処分後の再生品 その他の物の別	品 目
所在地		量／月 (t 又はm ³)

注) 具体的な計画がないときは、見込みの概要を記入すること。

【参考様式：帳簿】

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態（※1）で受入し、保管・選別後出荷する場合）

受入

【H〇〇年〇〇月】

受入品目 ※2	受入年月日	受入先	受入量 ※3	取扱方法	備考
合 計					

搬出

【H〇〇年〇〇月】

搬出品目 ※2	搬出年月日	搬出先	搬出量 ※3	取扱方法	備考
合 計					

※1：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

※2：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※3：受入（搬出）量について、重量での把握が困難な場合は、「台」「個」などに置き換えても構いません。

【参考様式：帳簿】

②保管及び処分・再生（有害使用済機器及びその他の機器との混合物（※1）を受入し、破碎等処理後持ち出す場合）

受入

【H〇〇年〇〇月】

受入品目 ※2	受入年月日	受入先	受入量 ※3	処分（再生）年月日	処分（再生）方法	再生量 ※3	備考
合 計							

持出

【H〇〇年〇〇月】

持出品目 ※2	持出先	持出年月日	持出量 ※3	備考
合 計				

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は、「台」「個」などに置き換えても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した双方のケースが考えられます。

－ メモ －

有害使用済機器の保管等に
関する届出書関係様式集

平成30年9月発行
令和 7年4月改訂

青森市環境部廃棄物・リサイクル課
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎）
TEL 017-718-1086